

新旧対照表

【税関関係様式通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>保税蔵置場許可申請書（C-3120）</p> <p>「所在地」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。</p> <p>「営業用、自家用の別」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第56条第3項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「関税法第56条第3項扱い」の旨を記載する。</p> <p>「蔵置場の構造、棟数及び面積」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水面の場合は、水面である旨及びその面積を記載する。</p> <p>なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>(注) 税関関係手数料令第2条第1項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第1の税率が無税（関税定率法第12条の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第44.03項から第44.13項までに掲げる木材のみを蔵置する水面の場合については、上記(1)から(4)までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達42-8に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メール</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>保税蔵置場許可申請書（C-3120）</p> <p>(新設)</p> <p>「営業用、自家用の別」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第56条第3項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「関税法第56条第3項扱い」の旨を記載する。</p> <p>「蔵置場の構造、棟数及び面積」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水域の場合は、水域である旨及びその面積を記載する。</p> <p>なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>(注) 税関関係手数料令第2条第1項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第1の税率が無税（関税定率法第12条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第44.03項から第44.13項までに掲げる木材のみを蔵置する水域の場合については、上記(1)から(4)までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達42-8に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を</p>

新旧対照表

【税関関係様式通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
その他適宜の方法により提出するものとする。	<u>電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u> その他適宜の方法により提出するものとする。
保税蔵置場・保税工場許可期間の更新申請書（C-3140）	保税蔵置場・保税工場許可期間の更新申請書（C-3140）
<p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達42-12に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電子メール</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達42-12に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。<u>以下同じ。</u>）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>
保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書（C-3195）	保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書（C-3195）
<p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達48の2-1に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電子メール</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達48の2-1に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。<u>以下同じ。</u>）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>
保税工場許可申請書（C-3200）	保税工場許可申請書（C-3200）
<p><u>「所在地」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であつて、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。</u></p> <p>「工場の構造、棟数及び面積」欄には、申請に係る保税工場の部分につき、建物についてはその構造、棟数及びその延べ面積により、土地については土地である旨及びその面積により、<u>水面</u>については<u>水面</u>である旨及び</p>	<p>(新設)</p> <p>「工場の構造、棟数及び面積」欄には、申請に係る保税工場の部分につき、建物についてはその構造、棟数及びその延べ面積により、土地については土地である旨及びその面積により、<u>水域</u>については<u>水域</u>である旨及び</p>

新旧対照表

【税関関係様式通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>その水面の面積により記載し、原則として、原料蔵置場、製品蔵置場及び作業場に区分して記載する。</p> <p>なお、対象の建物等が多いため、申請書に記載することが困難な場合は、棟数及び面積の合計を申請書に記載し、明細については、明細内訳書を申請書に添付して差し支えない。</p> <p>「保税作業の種類及び内容」欄には、加工、製造の品目及びその加工、製造の方法等について記載する。</p> <p>「利用の見込み」欄には、申請後1年間における保税原物品の使用見込量、製品の製造見込量及び製品の積戻し見込量について品名、数量、価格の概数を記載する。</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達56-9に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電子メール</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p>その水面の面積により記載し、原則として、原料蔵置場、製品蔵置場及び作業場に区分して記載する。</p> <p>なお、対象の建物等が多いため、申請書に記載することが困難な場合は、棟数及び面積の合計を申請書に記載し、明細については、明細内訳書を申請書に添付して差し支えない。</p> <p>「保税作業の種類及び内容」欄には、加工、製造の品目及びその加工、製造の方法等について記載する。</p> <p>「利用の見込み」欄には、申請後1年間における保税原物品の使用見込量、製品の製造見込量及び製品の積戻し見込量について品名、数量、価格の概数を記載する。</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達56-9に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。<u>以下同じ。</u>）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>
保税展示場の許可申請書（C-3320）	保税展示場の許可申請書（C-3320）
<p><u>「所在地」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。</u></p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達42-8に準じて所要の書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電子メール</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達42-8に準じて所要の書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。<u>以下同じ。</u>）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u>その他適宜の方法により提出するものとする。</p>
総合保税地域許可申請書（C-3500）	総合保税地域許可申請書（C-3500）

新旧対照表

【税関関係様式通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「所在地」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であつて、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達62の8-6に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">総合保税地域許可期間の更新申請書（C-3520）</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達62の8-10に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。</p>	<p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達62の8-6に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。<u>以下同じ。</u>）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">総合保税地域許可期間の更新申請書（C-3520）</p> <p><添付書類></p> <p>申請書には、関税法基本通達62の8-10に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。<u>以下同じ。</u>）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。</p>